

(否 決)

いわゆる隠れ教育費の実態把握と保護者負担軽減を求める意見書

小・中学校では授業料や教科書が無償とされ、高校段階においても授業料負担の軽減に向けた制度が設けられている。しかし実際には、学校生活を送るためには、補助教材費、学用品費、校外学習費、制服・体操服、部活動、修学旅行、通学、ICT 機器に関わる費用など、多くの費用が必要であり、学校段階を問わず、保護者がさまざまな負担をしている。

これらのいわゆる「隠れ教育費」は、家計を圧迫し、子どもの学びや進路選択に経済格差を生じさせる要因となっている。とりわけ高校段階では、義務教育段階に比べて、通学範囲の広域化、部活動や資格取得、進学・就職準備などに伴う負担も大きくなりやすく、保護者負担の実態を明らかにするとともに、抜本的な軽減策を講じる必要がある。

文部科学省は子供の学習費調査を実施しているが、学校や自治体ごとに徴収項目や金額、集金方法、公費負担の範囲は異なり、保護者が実際に負担している費用の全体像が十分に見えにくい状況にある。物価高騰が続く中、数千円単位の臨時徴収であっても、子育て世帯にとっては重い負担となり、校外学習や部活動等への参加をためらう要因にもなり得る。

本県においては、人口減少と少子化が進む中で、子どもを産み育てやすい環境づくりが重要な課題である。保護者負担の軽減は、教育の機会均等の実現に資するだけでなく、子育て支援、少子化対策、地域で子どもを育てる環境づくりの観点からも重要である。

よって、国に対し、小・中学校及び高等学校等における隠れ教育費の実態を明らかにし、保護者負担の軽減を図るため、下記の施策を実施するよう強く求める。

記

- 1 補助教材費、学用品費、校外学習費、制服・体操服、部活動、修学旅行、通学、ICT 機器に関わる費用など、学校生活に必要な費用について、小・中学校及び高等学校等の学校段階ごとに、保護者負担の実態を詳細に把握し、その結果を公表すること。
- 2 実態把握の結果に基づき、学校が負担すべきもの、保護者に負担を求めざるを得ないもの、そもそも見直すべきもの等を整理し、保護者負担の軽減に向けた方策を検討すること。
- 3 学校が負担すべきものとされたものについては、必要な予算を確保するとともに、地方自治体や学校現場に過度な事務負担が生じないように、国として必要な財政措置及び制度整備を行うこと。
- 4 就学援助制度の対象経費及び支給水準を実態に即して見直すとともに、申請手続の簡素化、周知の徹底、支給時期の早期化を図り、必要な世帯が確実に支援につながるようにすること。
- 5 学校現場に過度な事務負担を生じさせないように、教材等の共同購入、公費化、会計処理の標準化、デジタル化等を支援し、教職員が本来業務に専念できる環境整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月24日

青 森 県 議 会

(第326回定例会・発議第1号・田名部定男外10名提出)

(否 決)

性的指向・性自認（ジェンダーアイデンティティ）に関する 差別の解消と安心して暮らせる環境整備を求める意見書

近年、LGBTQなど性的マイノリティに対する社会的認知は広がりつつあるが、日常生活、学校、職場、医療・福祉、住まい、行政手続などの場面において、性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）を理由とする差別、偏見、ハラスメントに直面し、自分らしく暮らすことが困難な人がなお少なくない。本人の同意なく性的指向や性自認を第三者に暴露するアウティングは、当事者の尊厳と安全を大きく損なう重大な人権侵害である。

令和5年に、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法が制定された。同法により理解増進の取組が進むことは重要であるが、差別的取扱いの禁止や救済の仕組みを十分に備えたものではなく、当事者が安心して生活できる社会を実現するためには、実効性ある法整備と環境整備をさらに進める必要がある。

本県では、令和4年2月から青森県パートナーシップ宣誓制度が運用され、性の多様なあり方に対する県民理解の促進、企業等向け研修、若者向け啓発などの取組が進められてきた。こうした地方の取組を一層実効あるものとするためにも、国において、自治体、学校、職場、医療・福祉機関等が共通して参照できる明確な基準や支援策を整備することが必要である。

特に、児童生徒や若者が、学校生活の中でトイレ、更衣、制服、呼称、相談体制などについて悩みを抱えても、安心して相談できず、孤立することがないようにすることは重要である。また、職場におけるSOGIハラスメントの防止、相談窓口の整備、アウティング防止、同性パートナーを含む家族関係への配慮など、地域社会全体で安心して暮らし働ける環境を整える必要がある。

よって、国に対し、性的指向・性自認（ジェンダーアイデンティティ）にかかわらず、誰もが尊厳をもって安心して暮らすことができる社会を実現するため、下記の事項を速やかに実施するよう強く求める。

記

- 1 性的指向・性自認（ジェンダーアイデンティティ）を理由とする差別的取扱い、ハラスメント及びアウティングを防止し、被害を受けた場合の相談・救済につながる実効性ある法整備及び環境整備を進めること。
- 2 学校において、児童生徒の発達段階や個別の事情を踏まえ、トイレ、更衣、制服、呼称、宿泊行事、相談支援等について適切な配慮が行われるよう、教職員研修、相談体制の整備、教育委員会及び学校への支援を充実すること。
- 3 職場におけるSOGIハラスメント及びアウティングの防止に向け、事業主の取組を促進するとともに、就職活動、採用、配置、福利厚生、休暇、相談対応等において不利益な取扱いが生じないよう、指針の周知徹底と支援を行うこと。

- 4 医療、福祉、住宅、災害対応、行政手続等の場面において、同性パートナーを含む家族関係や本人確認、プライバシー保護に関する配慮が進むよう、国として必要な指針を示し、自治体の取組を支援すること。
- 5 地方自治体が実施するパートナーシップ宣誓制度、相談支援、啓発、職員研修、企業・学校向け研修等について、財政的・技術的支援を行い、地域間で取組に格差が生じないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月24日

青 森 県 議 会

(第326回定例会・発議第2号・田名部定男外10名提出)

(否 決)

多様な民意の反映を損なう衆議院比例代表定数の大幅削減に反対する意見書

衆議院議員選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙を組み合わせた制度として運用されている。小選挙区選挙は、政権選択を明確にする機能を有する一方、各選挙区で最多得票者一人のみが当選する制度であるため、得票が議席に結びつかない票が多く生じ、少数意見や多様な民意が議席に反映されにくい側面がある。

これに対し、比例代表選挙は、政党等の得票に応じて議席を配分することにより、国民の多様な意思を国会に反映させる重要な役割を担っている。とりわけ、人口減少や選挙区の広域化が進む地方においては、地域の声、若者、女性、障がいのある人、子育て世代、働く人々、中小企業や農林水産業に携わる人々など、多様な立場の声を国政に届ける上でも、比例代表制度の意義は大きい。

現在、衆議院議員定数の削減をめぐり、比例代表定数を大幅に削減する案が議論されている。しかし、比例代表のみを対象として大幅な定数削減を行うことは、制度全体の均衡を損ない、小選挙区制の下で生じ得る民意と議席の乖離を補完してきた機能を弱めるものである。これは、多様な民意の反映を後退させ、国会における少数意見や地方の声の反映を困難にするおそれがある。

もとより、国会改革や政治改革の必要性を否定するものではない。国民の政治不信に対応するためには、政治資金の透明化、政策活動費のあり方、議員歳費や調査研究広報滞在費等の見直し、国会審議の充実など、真に国民の信頼回復につながる改革を進めるべきである。しかし、十分な国民的議論や制度全体の検証を経ることなく、比例代表定数を一方的かつ大幅に削減することは、政治改革の名の下に、国民の選択肢と民意の反映を狭めるものと言わざるを得ない。

選挙制度は、議会制民主主義の根幹に関わる最も重要な制度である。その見直しに当たっては、特定の政治勢力の利害や短期的な政治日程によって拙速に結論を出すのではなく、主権者である国民の意思、多様な民意の反映、地方の声の確保という観点から、慎重かつ丁寧な議論が尽くされなければならない。

よって、国会及び政府においては、衆議院比例代表定数の削減、とりわけ比例代表のみを対象とした大幅な定数削減を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月24日

青 森 県 議 会

(否 決)

改憲発議に反対し、日本国憲法をいかした政治を求める意見書

日本国憲法は、アジア・太平洋戦争の惨禍がおびただしい人命の犠牲と痛苦をもたらした反省に基づき、「政府の行為によって再び戦争の戦禍が起こることのないようにすることを決意」し、戦力不保持・交戦権の否認という徹底した恒久平和主義を基本原理としている。この憲法が近隣諸国との平和の礎となり、武力行使の制約となってきた。その結果、自衛隊が海外において他国の人命を奪うことがなく、同時に自衛隊員の命を守る力ともなってきた。イラン情勢において、アメリカからのホルムズ海峡への自衛隊派遣要請を拒否する根拠となったことは記憶に新しい。

高市首相は改憲に強い意欲を示しているが、憲法に自衛隊を明記することは「戦力の不保持」を定めた憲法第9条2項を死文化し、海外での武力行使を無制限に可能にすることにつながる。

国会では、憲法に「緊急事態条項」を盛り込むイメージ案が議題となっている。ここでは、内閣に緊急政令制定や緊急財政処分を認めることと、内閣が国会の承認を得て「選挙困難事態」を認定すれば、議員任期を延長できることの二つのケースが想定されている。このうち「緊急政令」と「緊急財政処分」は、内閣に権限を集中させ、国民の基本的人権の制限を可能にするものに他ならない。その危険性は、戦前のドイツにおける全権委任法がヒトラー独裁政権の暴走を許したことからも明らかである。

また、「選挙困難事態」における議員の任期延長については、6月10日の参院憲法審査会で、参院の緊急集会（憲法54条）で「十分間に合う」と意見が出されており、改憲をしてまで必要なものではない。

そもそも憲法は立憲主義の観点から国家権力を制限し、国民の権利・自由を守るための規範であり、憲法99条で「天皇または摂政、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員が「この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と規定されている。尊重擁護義務を負う立場にあるものが改憲発議をすることは立憲主義に反する。

今こそ、憲法9条による平和外交を徹底し、国民の命、生活、尊厳を守るための憲法を生かした政治が求められる。よって、改憲発議をしないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月24日

青 森 県 議 会

(第326回定例会・発議第4号・安藤晴美外4名提出)

(否 決)

「一部保険外療養」を盛り込んだ改定健康保険法を廃案し、
国民皆保険制度を守ることを求める意見書

多くの患者や患者団体、医療団体などの反対の声を顧みることなく、今年５月２９日、参議院本会議で改正健康保険法が成立した。

改定健康保険法は、わずかばかりの保険料の引き下げと引き換えに、OTC類似薬を保険から外すとし、国会質疑においてOTC類似薬以外については「現時点では想定していない」としている。しかし、第６３条２項により、厚生労働大臣の告示で、診療、検査、診断、処置・手術、薬剤、入院医療、在宅医療などあらゆる医療行為について保険給付の範囲を縮小、さらに政府が軽度だとみなす疾患そのものを保険から外すことも可能とするものである。

今回の改定は「現役世代の負担軽減」としているが、保険料軽減効果は月３３円に過ぎず、一方、窓口負担が３割の場合、薬剤費の自己負担は約１．５倍に増える。わずかな軽減と引き換えに国民全体の医療を受ける権利を侵害し、とりわけ慢性疾患や難病患者にとって死活問題であり、国民皆保険の基本理念に照らしても許されないものであることから廃案にすることを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月２４日

青 森 県 議 会

(第３２６回定例会・発議第５号・安藤晴美外４名提出)

(否 決)

実効ある消費税率引き下げを速やかに行うことを求める意見書

長引く物価高騰の中、国民のくらはしは厳しさを増している。先の衆議院議員選挙において、消費税減税が大きな争点の一つとなり、多くの政党が消費税減税を公約に掲げ、選挙後に行われた世論調査においても、消費税減税を求める声が大きいたことが示された。

現在、高市首相は、国会とは別に設置した社会保障国民会議において、食料品 1%かつ2年間と限定し、来年4月をめどに実施としているが、ひっ迫している国民生活の実態からして、実効性に乏しいうえに緩慢な対応と言わざるを得ない。食料品だけでなくあらゆるものが値上がりしており、食料品だけの減税では新たな負担が生じ、インボイス制度による負担の解消もされないことは大きな問題である。

そもそも消費税は、所得の低い人ほど負担の割合が重くなる逆進性の強い税金である。中小零細事業者において利益が出ていなくても赤字でも納付を迫られ、社会保険料の負担も重なり倒産する事業者も増加している。事業者の99.7%が中小零細事業者である青森県にとって実効性ある消費税減税の早急な実施が求められる。

真摯に国民のくらのし負担を軽減し消費を促し、中小企業の経営を支えるために、現実的に実効性ある一律5%消費税の引き下げを早急に実施するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月24日

青 森 県 議 会

(第326回定例会・発議第6号・安藤晴美外4名提出)

(可 決)

自衛隊員の処遇改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書

近年、各地各国で紛争が絶えず、世界的に不安定な情勢が続いている。東アジアにおいても例外ではなく、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。

そのような中、自衛官の要員不足は依然として深刻な状況にあり、応募者数が少ないことに加え、中途退職者が一定数存在することも大きな課題である。人口減少という構造的要因に加え、安全保障環境の変化などの外的要因も影響していると考えられる。

また、自衛官の処遇、すなわち賃金が勤務環境の特殊性や課された制約に十分見合っているとは言い難い面があること、二十四時間体制下での高い拘束性、若年定年制による将来設計の難しさ、幹部自衛官に多い転勤負担なども退職の一因と指摘されている。特に、若年層の退職が多いことは看過できない状況である。近年ますます複雑化・高度化する防衛任務に的確に対応し、少子高齢化の進展の中で安定的に人材を確保していくためには、現役自衛隊員の処遇改善を着実に進めることが不可欠である。

加えて、退職後の将来に対する安心感を確保することも重要である。定年等により退職する自衛官は、厳格な規律意識、組織運営能力、高度な専門知識、危機管理能力を備えた極めて有為な人材である。これらの能力は、国や地方自治体の行政分野はもとより、民間企業をはじめとする多様な分野において十分に発揮され得るものである。退職自衛官がその能力を社会の中で円滑に活かし、引き続き国民生活の安全と社会の安定に寄与できる環境を整えることが求められている。

自衛官が将来に希望と誇りを持って職務に専念できる環境や再就職しやすくなるよう受け入れる民間側の環境づくりを整えることは、我が国の防衛力を安定的に維持・強化する上で極めて重要である。

よって、国におかれては、下記事項について特段の配慮を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 自衛隊員の給与、休日、住居、福利厚生等を含む処遇の更なる改善を図ること。
- 2 自衛隊の人材確保及び人材定着を目的とした継続的かつ実効性ある施策を推進すること。
- 3 退職自衛官の円滑な再就職を促進するため、必要な制度の充実及び再就職支援体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月24日

青 森 県 議 会

(第326回定例会・発議第7号・田中順造外40名提出)

(可 決)

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための
法整備の早期実現を求める意見書

本年は、国体史上初の完全国体となった「あすなる国体」以来、４９年ぶりとなる「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」が本県において開催される。

天皇皇后両陛下の御臨席予定のほか、多くの皇族が本県を御訪問いただき、県内を御視察いただく機会となる。こうした皇室の御存在は、青森県民のみならず、全国の国民にとって欠かすことのできない、非常に重要なものとなっている。

皇位が連綿として継承されてきたことは、わが国の国体の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

政府においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に基づき、有識者会議による報告書が取りまとめられ、現在、国会においても各党派間での協議が進められている。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、わが国が古来より守り伝えてきた「男系継承」の重みを尊重した上での、真摯な議論が求められる。

よって、当議会は、国会および政府に対し、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな論議を促進し、今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月２４日

青 森 県 議 会

(第３２６回定例会・発議第８号・田中順造外３６名提出)

(可 決)

軽油引取税における免税措置の継続を求める意見書

道路使用に直接関係しない機械等・設備等に使用される軽油について軽油引取税を免除する免税軽油制度については、平成21年度の地方税の改正により、軽油引取税が道路特定財源から一般財源化された後も特例措置として存続し令和9年3月末に適用期限を迎えることとなっている。

当該免税措置については、本県の基幹産業である農林水産業をはじめ、スポーツ振興や観光資源として重要な役割を担うスキー場を整備する索道事業、そのほか、船舶、鉄道、製造業など幅広い産業において認められているところであり、事業者は何とか経営を維持してきている。

この免税措置が廃止という事になれば、未だ燃油高・原料高が続き、また原料が思うように手に入らない状況もあることから、多くの事業者の経営は立ち行かなくなり地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。

よって、政府におかれては、本県の幅広い産業の経営安定化を図る観点から、令和9年4月以降、免税軽油措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月29日

青 森 県 議 会

(第326回定例会・発議第9号・田中順造外45名提出)

(可 決)

原油価格高騰対策と生活必需品の安定供給を求める意見書

現在、中東地域の不安定な情勢は変わっておらず、世界的な原油供給に影響を与えており、我が国も原油の輸入に関しては9割超を中東から輸入しており大きく依存している。とりわけ本県の冬は寒さが厳しく降雪もあるため、灯油や重油、軽油の需要量が増大する。

国では、昨年11月から段階的に定額補助を行い、12月31日に暫定税率を廃止、5月14日から中東情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置により、ガソリン・軽油・灯油・重油に対して定額補助を支給しているところである。

一方、原油の精製時に発生するナフサの供給不足が言われており、医療関係や建設関係、資材会社など各産業で手に入りづらく資材価格が上昇してきている事に伴い、県民が購入する生活必需品も品薄や価格の上昇もあり、会社経営と県民の生活に大きな影響を与えている。

政府は、ナフサについて年度を超えて供給が可能と発表しており、供給不足の原因となっている目詰まり解消への取組みをしながら情報収集を行い不足している業者へ直接供給する方策も実施している。しかしながら、資材が足りず建築物の建設・修繕に遅れが出ていることや度重なる物価上昇、続く燃油高騰、石油製品の供給不足に対して事業者や県民は大きな不安を抱いており、早急な対策が求められている。

よって、国は、今後県民が安心して生活していけるよう原油価格高騰対策に加え、生活必需品である石油製品の安定供給が行われるようきめ細かい対策を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月29日

青 森 県 議 会

(第326回定例会・発議第10号・田中順造外45名提出)